

雲仙市監査委員告示第3号

令和5年3月17日付け4雲監第95号における監査の結果に基づき措置を
講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、
別紙のとおり公表する。

令和8年1月30日

雲仙市監査委員 佐藤順也
雲仙市監査委員 藤田一二

6雲人第1235号
令和6年11月26日

雲仙市監査委員 佐藤 順也 様
雲仙市監査委員 藤田 一二 様

雲仙市長 金澤 秀三郎



地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の報告について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による令和4年度財政援助団体監査に関し同条第9項の規定に基づき令和5年3月17日付け4雲監第95号で報告がありました。このことについて別添のとおり措置を講じましたので、同条第14項の規定により通知します。

令和4年度財政援助団体等監査に関する措置状況一覧

部署		監査委員からの検討要望事項	対応の内容又は今後の対応方針
農漁村整備課	1) 守山土地改良区に関する事項	<p>①立替払いについて</p> <p>一般会計に係る経費の支払い方法や支出証拠書類を確認したところ、消耗品などの少額な経費の支払いにおいて、職員による立替払いが散見された。</p> <p>土地改良区会計細則等に金銭の支払方法は明記されていないが、公共団体の会計処理においては振り込みが原則であり、事前に資金前渡するなど適正な事務処理となるよう徹底を図られたい。</p> <p>②適正な歳入の予算措置について</p> <p>守山土地改良区(横田工区)の設立当初の運営資金として、土地改良区役員により200万円の借入金を収入し、設立当初の備品等の購入資金として運用されており、さらに償還については、年度末に無利子で償還されていた。</p> <p>本件については、事務局長就任前の役員による予算調製で、やむを得ない事情は理解できるが公共団体の会計処理としては望ましくなく、一定の金融機関の資金等を融通するなり、手法については上部団体の助言を踏まえながら執行されるよう留意すべきである。</p>	地方自治法により普通地方公共団体の支出には立替払いは認められていないが、土地改良区は地方公共団体ではないため対象外となる。(別添資料) しかしながら、立替払いについては後の事務処理が煩雑となるため振込等による適正な事務処理を図るよう指導したい。
	2) 農漁村整備課に関する事項	<p>①実績報告に係る決算額の確認について</p> <p>補助金の額の確定は、実績報告書の内容等を的確に審査したうえで行わなければならぬ。</p> <p>土地改良区の収支決算については、市と同様に出納整理期間があるため、3月末の補助金実績報告時の収支決算書と後日確認されている土地改良区総会時の決算書では若干差異が生じる可能性がある。</p> <p>したがって、決算額等に係る現地調査においては、土地改良区の出納簿等についても精査確認する必要があり、補助金交付要綱に基づいた適切な審査徹底を図られたい。</p>	本件については、改良区設立のための事務手続について県にも確認し、進めていたが、適切な会計処理を行うよう留意する。
生涯学習課	1) 文化連盟に関する事項	<p>①団体の財務規定の整備について</p> <p>文化連盟における支出証拠書や出納簿については、概ね適正に整理されていたが、基本的な財務に関する規定がなく、会員の日当や謝金等については、申し合わせで運用されている。</p> <p>市の規則等を準用する場合であっても、基本的な運用基準については、団体の財務規定として整備すべきである。</p> <p>②補助金対象経費への充当の徹底について</p> <p>補助金は、交付要綱に基づき交付対象となる経費が示されているが、主に事業遂行に要する経費が対象である。しかしながら、各町文化協会の実績報告を見ると、経常的な人件費となる役員手当や事務局手当、また視察研修費と判断が難しい経費などに充当されているケースが見受けられた。</p> <p>補助金の趣旨を十分理解の上、補助対象経費を明確にし、適正な補助金活用を共有されるよう周知徹底を図られたい。</p>	団体の財務規程を整備すべきとの指摘については、団体独自の財務規程のひな形を担当部局にて作成し、市文化連盟及び各町文化協会における団体独自の財務規程の整備について説明を行う。
	2) 生涯学習課に関する事項	<p>①各町文化協会への適切な運営指導について</p> <p>各町文化協会の予算書・収支決算書様式の中で、項目の名称及び区分等がまちまちであり、文化連盟本部様式に統一することで、補助金充当などについても整理確認が容易になると考える。</p> <p>また、各協会会長との意見交換の場を設けるとともに、各事務担当者には基本的な会計事務を指導するなど、団体の適切な運営と補助金交付目的の推進に努められたい。</p> <p>②繰越基準等の整備及び補助金の適正審査について</p> <p>対象事業費の決算に係る繰越基準については、市の補助金交付要綱等においては特段の記載はないが、そもそも事業費補助にあっては、決算で剰余金が生じた場合、補助金の戻入調整が原則であり、特例的に団体の年度当初の効率的な事業運営の観点から、一定繰越金を認めていいることは、令和2年度の他団体に対する当該監査においても指摘したところである。</p> <p>したがって、繰越金については、一定自主財源(会費等)相当額などの基準を設け、超過分については戻入すべきと考える。「雲仙市補助金等の交付基準」では、補助金対象経費を明確にし、補助事業の財源内訳として市補助金と団体等の自主財源による区分を行うとともに、自主財源確保についての努力を促し、事業費補助へ移行できるよう努めることと示されている。</p> <p>また、本監査において散見された「団体運営に係る経常的な人件費」や「慶弔費」、「慰労的な視察・研修宿泊費」などについては、補助対象外経費と明確に示されており、今後各文化協会の収支予算書及び収支決算書において十分注意を払い、補助金が市民の税金で賄われていることを踏まえた上で、適切な指導を図られたい。</p>	市文化連盟及び各町文化協会の市補助金の運用においては、指摘のとおり、補助金の趣旨を十分理解の上、補助対象経費を明確にし、適正な補助金活用を図ることについて、今後も適時説明、確認を行う。